

平成 28 年度中小企業海外展開研究会 会則

第 1 条（総則）

本会は、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という）内に「中小企業海外展開研究会」を設置する。

第 2 条（趣旨）

国内市場の縮小や生産地の海外移転の進行等により産業構造も大きく変化する兆しが見られる。埼玉県内中小企業もこのような変化をしっかりとらえ、培ってきた競争力をさらに強化、売り方を工夫し、グローバルに展開することが求められている。本会は県内企業の連携強化を図りつつ、幅広い取組を通じてこの困難な状況を乗り越える一助とすべく発足するものである。

第 3 条（分科会の設置）

本会は、以下の分科会を設置し活動する。なお、分科会については必要に応じ追加削減できるものとする。

グローバルビジネス研究会

第 4 条（活動内容）

本会は、以下の内容を主な活動とする。

- (1) 海外取引に関する講演及びセミナー等の開催
- (2) 人材育成や社内体制強化を目的とした講演及びセミナー等の開催
- (3) 海外取引に関する相談の実施
- (4) 販路拡大のための海外展示会・商談会への出展
- (5) 人的ネットワークの構築を目的とした交流会の開催

第 5 条（会員）

本会の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員 公社会員であって第 4 条に定める趣旨に賛同する県内に本社または工場等がある企業。
- (2) 特別会員 公社会員であって第 4 条に定める目的に賛同する大企業。
- (3) 賛助会員 第 4 条に定める目的に賛同する支援機関、学校関係等。

第 6 条（入会及び退会）

本会に入会しようとする企業及び団体は、入会申込書を本会事務局に提出し、承認を受けるものとする。ただし、特別会員は除く。

2 会員が期中に退会するときは、別に定める退会届を本会事務局に提出する。すでに、納入済みの会費については返却しないこととする。

第 7 条（会費）

会員は、中小企業海外展開研究会の年会費として 12,960 円【但し、公社会員未加入の方は公社会員に加入いただくため、公社会員の会費を含め 25,920 円】を徴収する。ただし、特別会員・賛助会員は除く。

第 8 条（会期）

本会の会員期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

第 9 条（秘密保持）

研究会で知り得た情報のうち、企業秘密に属するものについては、会員の権利を侵害することのないよう相互の信頼に基づき機密の保持に努めるものとする。

第 10 条（報告）

本会の活動については、年次報告会において以下を報告する。

- (1) 活動内容の報告
- (2) 会費の収支報告

第 11 条（事務局）

研究会の事務局は、公社に置くものとする。なお、会長その他役職は特に設けないものとする。

附則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。